

No.	該当ページ	当該箇所	提案・意見等	要旨	対応
1	表紙	表紙	避難行動要支援者は一般的に馴染みづらいので工夫したら良い。	避難行動要支援者は一般的に馴染みづらいので工夫したら良い。	避難行動要支援者の定義が難解のため、手に取ってもらう工夫として、表紙に説明を追加します。 ※（高齢者・障害のある人・要介護認定を持つ人など）の説明を追加
2	全般	全般	最近の頻発する自然災害の多さに鑑み、日頃より有事の避難計画を策定し、市民を含む関係者がその内容を理解して、実行に移せる準備をしておくことは、喫緊の課題であり、その意味で今回の改定は大変タイムリーなもので、大いに評価したいと思います。	自然災害が頻発するなかでの今回の計画策定はタイムリーなもので評価できる。	地域支え合い活動がより多くの自治会で取組みされるよう普及啓発に取り組んでいきます。 また、多くの市民の皆さんに防災の知識や支え合い（普段の見守り・災害時の助け合い）の重要性を知っていただくため、今後も普及啓発を図っていきます。
3	P8	地域支え合い活動（流山市の避難行動要支援者対策） （2）支え合い活動対象者名簿の提供先	本計画の実施に当たっては、自治会の役割が大変重要となっている。この意味で現在、行政との協定締結自治会が89/180と約50%にとどまっているのは問題であり、早急に100%となるように注力頂きたい。ちなみに、未締結の自治会の、締結しない、あるいは出来ない理由がどのようなもの何か知りたい。	地域支え合い活動に大きな役割を担っている自治会との協定締結率が全自治会の約50%となっているのは課題がある。その理由について教えて欲しい。	名簿共有の協定締結に至らない理由として、個人情報への過剰な意識や担い手不足等の課題が挙げられています。また設立から年次が浅く名簿対象者がほとんどいない、小規模のゆえ自治会内ですでに情報共有できている、といった理由から協定に至っていない自治会もあります。 市では、今後も、より多くの自治体と協定締結できるように普及啓発に努めていきます。また、個人情報への過剰な意識が解消されるよう「地域支え合い活動の手引き」により、個人情報の保護と活用のバランスが適切に取られるよう丁寧に説明してまいります。 ※自治会との協定締結数・名簿提供数を統計資料に追加します。
4	P10 P21	地域支え合い活動（流山市の避難行動要支援者対策）	要支援者に直接接する人（機関）と要支援者本人が、この計画の自分（要支援者）に対する関りをよく理解し、スムーズに行動に移すことが出来るかが重要であり、計画はここまで落とし込まなければ、実効性はない。担い手として期待されている自治会でこの方法をどうするのが、これからの最も重要な課題と思われる。	自治会独自で避難行動支援者の避難支援計画を策定してもらい、その取組みを市全体で共有できるよう取組んで欲しい。	自治会（自主防災組織含む）での防災対策・取組みについては、既に様々な活動が行われています。一方で、自治会員の高齢化、担い手不足の課題により、自治会活動の負担軽減を図ることも必要です。そのため、自治会独自の計画を作成してもらうことは強制していません。※地域防災の取組みを推進するためには、地域の実情に応じた計画は重要と考えていますので、策定する際の協力・支援については積極的に行います。
		地域支え合い活動の活動内容 自治会独自の計画策定について	各自治会にその自治会独自の支援者避難支援プランの作成を促し、行政としてその情報を収集、分析の上、データベース化し各自治会の参考に供するような仕組み作りをぜひお願いしたいと思います。	地域における避難支援プランの具体的な内容は何か。	地域支え合い活動の活動内容については、各自治会での活動の参考となるよう、「地域支え合い活動の手引き」において事例を共有しています。事例の共有については、既に取組んでいる自治会だけでなく、協定締結を検討する自治会の参考になりますので、今後も良い事例は積極的に共有してまいります。 自治会等の地域の避難支援等関係者に作成をお願いしている避難支援プランは、要支援者一人ひとりの健康状態や必要な手助け、避難所等での配慮事項等記したものです。 一人ひとりの情報を記載しておくためのツールとして、自治会独自でコストや労力をかけなくても良いよう、流山市災害時安心シートや救急情報セットが活用できることを呼びかけています。

No.	該当ページ	当該箇所	提案・意見等	要旨	対応
5	P10 P20	地域支え合い活動 (流山市の避難行動要支援者対策) (2) 地域支え合い活動の活動内容	P10の地域ぐるみでの連携とP20の避難支援体制との関係を整理すべ	P10の体系図(地域ぐるみで連携)において、避難支援などの災害時の対応が記載されていない。	P10の体系図については、地域支え合い活動における身守りの形を示したもので、平常時の記載に留まっています。ご提案のとおり、体系図の中に、災害時の対応についても記載します。 ※追加する記載事項(P10の体系図修正) 地域による見守り → ■災害時の避難支援・安否確認 専門的な見守り → ■災害時の応急対応・適切な支援
6	P10	地域支え合い活動 (流山市の避難行動要支援者対策) (2) 地域支え合い活動の活動内容	社会福祉協議会の役割について、地域による見守りだけでなく、専門的な見守りを行っているのではないか。 ☆生活困窮者(資金貸付・物品提供)、介護保険事業(居宅支援、訪問介護)、ボランティアコーディネーター	社会福祉協議会の役割について、地域による見守りだけでなく、専門的な見守りを行っているのではないか。	社会福祉協議会においては、指摘のとおり、具体的なニーズを有する市民を対象としたサービスを展開していることから、社会福祉協議会の位置付けを、【地域による見守り】、【専門的な見守り】のどちらにも位置付けます。 ※P10の体系図を修正します。
7	P10	地域支え合い活動 (流山市の避難行動要支援者対策) (2) 地域支え合い活動の活動内容	介護保険の総合事業により、ワンコインのお手伝い事業を実施する、とあるが、具体的にどんなサービスが提供されているのか。	介護保険の総合事業により、ワンコインのお手伝い事業を実施する、とあるが、具体的にどんなサービスが提供されているのか。	買い物や草取り、犬の散歩など、生活上のちょっとした困りごとを地域で担う取組みです。 【参考】介護保険ではサービスの対象とならない電球交換や庭の手入れなども含め、ちょっとした困り事に元気な高齢者をはじめとする地域の住民が手助けが必要な高齢者を支える仕組みで、流山市では平成28年度から開始されています。現在、この活動を始める団体(NPOを除く)に対して準備金及び運営費を補助し、地域での支え合い・助け合いを推進しています。
8	P11	避難行動要支援者名簿の作成・活用	災害対策基本法、流山市地域防災計画と流山市地域支え合い活動推進条例との表現の違いについて、《●●》と整理されているが、具体的にどうなっているのか。	災害対策基本法と地域支え合い活動における名称の違いについて	災害対策基本法や流山市地域防災計画における用語と、地域支え合い活動推進条例の用語では、目的・機能は同じですが、異なる名称があります。本計画では、国の定義を優先して記載します。 避難行動要支援者名簿 → 支え合い活動対象者名簿 避難行動要支援者(要配慮者含む) → 支え合い活動の対象者・支援を必要とする人 ※これまで各ページで併記してきましたが、P11の前段で上記の説明を記載し、P11以降は原則として法律の定義を優先して記載します。
9	P12	避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲 (1) 要配慮者・避難行動要支援者	手上げ方式の対象に外国人も入っているが、実際の手続きを知らない、出来ない人もいると思うが、国際交流協会などに災害時の支援をどのように要請しているのか。	要配慮者の定義や手上げ方式の対象として、外国人も含まれるが、外国人をサポートする国際交流協会と連携を図っているのか。	国際交流協会の取組みとして、市HP及び協会HPにおいて、緊急時・災害時の取組みについて多言語対応の文書を公開しています。また、国際交流協会では、相談実施時やイベント開催時において、防災に関する普及啓発の機会を積極的に設けています。 ※P32災害時に備えた活動に、国際交流協会の取組みを記載します。 ※統計資料に、外国人登録者数を追加します。 27年度末1,906人→28年度末2,138人→29年度末2,475人 ※同様に、妊産婦に関連したデータ(出生数等)も追加します。

No.	該当ページ	当該箇所	提案・意見等	要旨	対応
10	P13	避難行動要支援者名簿の作成 (1) 個人情報の入手方法・情報提供の状況	千葉県が有している、指定難病患者・小児慢性特定疾病の個人情報について、取得・管理しているか。	指定難病患者・小児慢性特定疾病の取扱いについて	生命維持に必要な薬剤や人工呼吸器等の医療機器を必要とするなど、医療支援や介護支援を必要とする場合が多い地域在住の重症難病患者も、避難行動要支援者名簿(要件②)の対象となります。 難病患者に関する情報は流山市では把握しておらず、千葉県により登録・管理されています。災害対策基本法の改正により、名簿を作成するにあたり、市長は必要な難病患者の個人情報を本人の同意なしで千葉県に求めることができるようになったことから、市では、千葉県への情報提供の依頼を通じて、以下の方への同意確認、登録を進めていきます。 ※P14に記載を追加します。(計画が1頁増加します。)
11	P13	避難行動要支援者名簿の作成 (1) 個人情報の入手方法・情報提供の状況	GISの区域データとはどのようなものか。	GISの活用状況について。	GIS(地理情報システム)は、電子地図上でデータを管理・加工できるツールで、市では自治会や民生委員・児童委員の担当区域をデータで管理しています。 地域支え合い活動では、要支援者一人ひとりに担当する自治会、民生委員区域を判別する際には、紙地図等で1件ずつ作業していたため、大変時間を要していました。現在は、GISを活用して電子地図上で判別することで、大幅な作業時間の短縮につながっています。 ハザードマップ、避難所、消防水利等の情報をGISで管理しているので、安心安全や地域福祉の観点からの活用も検討しています。 ※P13に活用のイメージ図を追加します。
12	P18	避難行動要支援者の取組みに関する個人情報の配慮/避難行動要支援者名簿の提供 (1) 避難支援等関係者の範囲	平常時に名簿情報を提供する機関等の(ク)「その他市長が支援を必要とする認められた者に対して支え合い活動を行う者」とは具体的にどのような方を想定しているのか。	平常時に名簿を提供する機関として、市長の裁量で名簿を提供する団体等はどこが想定されるか。	特定の障害や疾患等を抱える市内の要支援者に対して、広く具体的な支援活動をはじめとする地域支え合い活動を提供する団体を想定しています。 例：在宅酸素療法により非常時の自家発電機能が必要な方の情報を電力関係団体に事前提供する
13	P20	災害発生に備えた平常時からの取組み/災害発生時の取組み	要支援者への情報伝達ルートの整備と単純化が必要です。そのルート構築は計画の第2章(6)で詳述されていますが、要支援者本人に全てを説明する混乱するだけです。 要支援者本人に対しては、要支援者の状態とそれぞれの置かれた環境に即してここに連絡すればよい、と言う連絡先(電話、メールや支援者名等)の入った、身に付けることができるカード等の配布が望ましい(またそれで十分である)と考えます。	要支援者への情報伝達ルート・方法については、本人が分かりやすいようシンプルであると良い。 支援者の連絡先を記入し携帯できるようなカード等を配布できないか。	情報伝達ルートについては、家族や地域の避難支援等関係者のほか、利用するサービス関係者など、個人の状況において様々です。災害時に備えた事前行動では、本人と支援者間での相互かつ早めの情報伝達が重要なため、普段から関係づくりや確認・記録しておくことを推奨していきます。 支援者の連絡先を記入し携帯できるカードについては、類似の機能として、現在配布している緊急呼子笛(P22)やヘルプマーク・ヘルプカード(P34)があります。また救急情報セットの写しを常時携帯することも効果があります。新たなカードの配布は、混乱や制度の重複を生むので、現状の制度・機能を適切に活用していきます。
14	P24	災害発生に備えた平常時からの取組み/災害発生時の取組み (4) 地域の安否確認体制・支え合いの体制	自治体の災害時の体制作りは大切だと思いますが、支援パターン①②が機能する地域は市内にどの位あるのか。地域差があると思うが、全く整備されていない地域はあるのか。	担当者を決めた見守りが機能している地域(自治会)はどれくらいあるのか。 まったく機能していない地域(自治会)はあるのか。	平成30年3月末現在で35自治会・742人となっています。(平成29年度活動報告書) 市内各地域で活動が実施されており、機能していない特定の地域は無いと考えます。

No.	該当ページ	当該箇所	提案・意見等	要旨	対応
15	P25	災害発生に備えた平常時からの取組み/災害発生時の取組み (4) 地域の安否確認体制・支え合いの体制	無事ですマグネット・ハンカチをどこに設置あるいは出すのか。	無事を示すマグネット・ハンカチを設置する場所について。	市内の事例では、玄関にマグネットを張り付ける、外部から見えるベランダや玄関先に目印となるハンカチを付けるなどの取組みがされています。
16	P26	災害発生に備えた平常時からの取組み/災害発生時の取組み (6) 市における取組み	市の組織は市長がトップになると思うが、その下の組織図が明確でないので、階層別に明確にしておく必要があるのでは。	災害時における市の組織・対応について示すとよい。	市の災害対策本部は、トップとなる本部長を市長が務め、その指揮下において機能・職務ごとに、本部事務局及び6つの部（総務・救援・建設・教育・水道・消防）の体制で構成されています。 ※組織の概要図を資料2で示します。本文中への追加については、今後検討します。
17	P27	災害発生に備えた平常時からの取組み/災害発生時の取組み (6) 市における取組み (イ) 避難勧告等の情報伝達方法	聞こえが悪いわけではないが防災無線は自宅からは聞き取れない。聴覚障害者、高齢の難聴者、又は電子媒体が使えない方々（視覚障害者）は、災害時支援担当者など決められているのか。自己責任で避難しなければならないことは皆考えていると思うが、何らかの支援体制が整っているのか。	防災無線の聞こえが悪い、電子媒体を使えないといった情報伝達に支障がある人に対して、災害時の支援担当者は決められているか。 または何らかの支援体制が決まっているのか。	視覚、聴覚を含む障害者の方についても、問1-1の実績数に含まれています。ただし、障害者の方が抱える災害時のニーズはあまり把握されていないと考えられ、実績数は高齢者が中心となっていること可能性があります。 情報伝達に支障がある人については、事前行動が可能な風水害等に際して、地域の支援体制の中で、早めの情報伝達が行われ、避難行動の準備・開始されることが重要と考えています。 そのため、まず障害者の方が抱えるニーズを理解してもらい、地域での支え合い活動を広げてもらいたいと考えています。
18	P30	災害時に備えた活動 (1) 地域や関係機関との連携 流山市社会福祉協議会・災害ボランティアセンター	「支え合い活動もその活動の一環として連携して活動しています。」とあるが、社会福祉協議会の役割が把握しづらい。 ※質疑5に関連	社会福祉協議会の役割が把握しづらい。	社会福祉協議会は、平常時からの名簿提供先の一つであり、具体的なニーズを有する方には、生活困窮者、心配事相談、成年後見制度の相談などの支援を行っています。そのため、本文中の記載を活動内容を踏まえて上記のとおり修正します。 「見出し・流山市社会福祉協議会・災害ボランティアセンター」は、災害ボランティアセンターが社会福祉協議会によって設置されることから、並列ではなく、括弧書きでの表記に修正します。 ※P30の記載内容を修正
19	P31	災害時に備えた活動 (1) 地域や関係機関との連携	介護保険制度におけるケアマネジャーだけでなく、障害福祉サービスに関わる相談支援専門員についても記載したほうが良い。また地域包括ケアシステムが災害時にも機能するよう意識づけしたほうが良い。	障害福祉サービスに関わる相談支援専門員との連携・地域包括ケアシステムとの関連について	相談支援専門員は、介護保険制度のケアマネジャーと同様に、障害福祉サービスを利用する方の生活支援に重要な役割を担っているため、記載を追加します。 地域包括ケアについても同様の趣旨から追記をします。 ※P31の記載内容を修正
20	P32 ※P10	災害時に備えた活動 (1) 地域や関係機関との連携	民間企業等との連携の事例が挙げられているが、P10の見守りネットワーク、SOSネットワークとも関連して、具体的に例示すると分かりやすいのではないかと。	連携している民間企業について、見守りネットワークやSOSネットワークとも関連させて例示するとよい。	P32に見守りネットワークおよびSOSネットワークの機能を記載し、構成する民間企業等の例示を掲載します。 ※P32の記載内容を修正